

## 令和7年厚岸町議会第1回定例会

## 条例審査特別委員会会議録

|      |    |                    |
|------|----|--------------------|
| 招集期日 |    | 令和7年 3月 7日         |
| 招集場所 |    | 厚岸町議場              |
| 開閉日時 | 開会 | 令和7年 3月 7日 午後1時14分 |
|      | 閉会 | 令和7年 3月 7日 午後4時52分 |

## 1. 出席委員並びに欠席委員

| 議席番号                   | 氏名    | 出席○<br>欠席× | 議席番号 | 氏名    | 出席○<br>欠席× |
|------------------------|-------|------------|------|-------|------------|
| 1                      | 竹田敏夫  | ○          | 8    | 石澤由紀子 | ○          |
| 2                      | 室崎正之  | ○          | 9    | 桂川実   | ○          |
| 3                      | 佐藤淳一  | ○          | 10   | 堀守    | ○          |
| 4                      | 金子勇   | ○          | 11   | 杉田尚美  | ○          |
| 5                      | 音喜多政東 | ○          | 12   |       | ○          |
| 6                      | 中川孝之  | ○          |      |       |            |
| 7                      | 南谷健   | ○          |      |       |            |
| 以上の結果 出席委員 11名 欠席委員 0名 |       |            |      |       |            |

## 1. 議場に出席した事務局職員

|      |      |  |
|------|------|--|
| 事務局長 | 議事係長 |  |
| 亀井泰  | 佐藤浩之 |  |

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

| 職　名       | 氏　名     | 職　名         | 氏　名     |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 町　長       | 若　狭　靖   | 教　育　長       | 滝　川　敦　善 |
| 副　町　長     | 石　塙　徹   | 教委管理課長      | 諸　井　公   |
| 総　務　課　長   | 布　施　英　治 | 教委指導室長      | 藏　光　貴　弘 |
| 総合政策課長    | 三　浦　克　宏 | 教　委　生　涯     |         |
| 危機対策室長    | 四　戸　岸　毅 | 学　習　課　長     | 車　塙　洋   |
| 税　務　課　長   | 鈴　木　康　史 | 監　査　委　員     | 黒　田　庄　司 |
| 町　民　課　長   | 渡　部　貴　志 | 監　査　事　務　局　長 | 川　越　一　寿 |
| 保健福祉課長    | 早　川　知　記 | 農　委　事　務　局　長 | 江　上　圭   |
| 環境林務課長    | 真　里　谷　隆 |             |         |
| 水産農政課長    | 高　橋　政　一 |             |         |
| 観光商工課長    | 田　崎　清　克 |             |         |
| 建　設　課　長   | 堀　部　誠   |             |         |
| 病　院　事　務　長 | 星　川　雅　美 |             |         |
| 水　道　課　長   | 高　瀬　順　一 |             |         |
| 会　計　管　理　者 | 塙　田　敦　子 |             |         |

厚岸町議会第1回定例會議事日程

(7. 3. 7)

| 日 程 | 議 案 番 号 | 件 名         |
|-----|---------|-------------|
|     |         | (条例審査特別委員会) |

## 厚岸町議会 条例審査特別委員会会議録

令和7年3月7日  
午後1時14分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまから、条例審査特別委員会を開会いたします。  
議案審査の前に、進め方についてお諮りいたします。  
本委員会に付託されました議案のうち、「議案第48号 厚岸町新規就農者誘致条例及び厚岸町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、一括で審査し、「議案第53号 厚岸町犯罪被害者等支援条例の制定について」は、逐条で審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。  
議案第48号は一括で審査し、議案第53号は逐条で審査を進めてまいります。  
初めに、議案書39ページから41ページまで「議案第48号 厚岸町新規就農者誘致条例及び厚岸町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
一括で審査いたします。  
質疑ございませんか。  
2番。

- 2番（室崎委員） この条例に関してなのですが、条例だけを見ておりますと、ごく簡単な変更なのですが、実は中身を見ますと、ここに条例にはどこにも書いていない、ほかの条例を含めて。パートナーシップ宣誓制度というものが入っているわけです。  
そして、これは参考資料を見ますと訓令で行われています。  
したがいまして、議会では全く審議の余地も何もない問題です。  
これを理解しないと、今回その宣誓をした方への行政サービスの拡張ですから、そのパートナーシップ云々について分からなければ、賛成も反対もしようのないわけでございまして、まず、条例本言に入る前に、このパートナーシップ宣誓という制度について、きちんとした審議をする必要があるのではないかと、そのように思いまして、この点、委員長にお取り計らいをお願いしたい。

- 委員長（竹田委員） ただいま、2番室崎委員からの提案でございますが、この提案についてお諮りをしたいと思います。  
パートナーシップの部分についての審議が必要だということに賛成の方、また、やらないともいいと思う方についての異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 異議がないということは、2番室崎委員のパートナーシップについての審議をしたほうがいいという考えだということで受け止めてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 分かりました。

この室崎委員の提案に賛成ということではありますから、このあと、どのような取り計らいをしていったらいいのか、提案者である室崎委員にどのような形で取り進めてほしいのかをお聞きしたいと思います。

2番。

- 2番（室崎委員） 案とついているところが、ちょっと引っかかりはするのですが、要項として、19条までのパートナーシップ宣誓の取り扱いに関する要項というのが出ておりますので、まず、これ逐条でもって審議させてもらいたい。

その上で全体の問題も出てきますので、全体を最初にというわけにはいかないのでしょうから、最後に全体についてというような形で進めてもらえると、落ちがなく議論ができるのではないかと、そのように思います。

- 委員長（竹田委員） ただいま、2番室崎委員からの提案でしたが、このとおりの逐条で最後に全体総体でということなのですが、これについて委員の皆さん、何かござりますか。

10番。

- 10番（堀委員） 審議と今言われたのですけれども、審議であれば、これに対しての良い悪いは、この委員会の中で諮るのかという話にもなるので、それはあれしていないので、どうなのかなと思ったのですけれども。

そのように私としては思ったので、委員長お願いします。

- 委員長（竹田委員） 逐条についての質問ということでよろしいですか。

- 10番（堀委員） はい。

- 委員長（竹田委員） それでは、休憩します。

進め方について事務局とご相談させていただきたいと思います。

午後1時20分休憩

午後1時21分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。

議案第48号についての審議をする前に、この厚岸町パートナーシップの宣誓の取り上げに関する要項は案となっています。

これについて先に、2番室崎委員の要望であります逐条でやりたい。最後に総体で質問をしたい。

その後に議案第48号の取り計らいをしていきたいという流れにしたいと思いますが、これについて皆さんご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（竹田委員） では、そのように進めてまいりたいと思います。

それでは、厚岸町パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要項、逐条で行いたいと思いますので、まず第1条についてございますか。

2番。

- 2番（室崎委員） 第1条、趣旨が規定されております。

これを読みますと、2条も含めてそう感じのですが、今、同性婚について憲法訴訟が起きていますよね。それで6か所で行って高裁が2件出ましたね。

高裁はいずれも民法の規定が違憲であるというところにいっていますね。

地裁では、合憲といったのは1件だけで、あとは全部違憲判断でした。今そういうふうに幕が動いています。

国の制度そのものを、例えば、民法そのものを改訂、同性婚が実際上に婚姻として認められるようになるには、まだまだ時間が掛かるのではないかと一応みんなおっしゃっています。

そういう中で自治体として、自分たちの自治体の範囲では、このいわゆる性的マイノリティと言われる人たちが、今の制度の中では非常に生きづらいし、苦痛を感じているということを酌み取りまして、各地の自治体でパートナーシップ宣誓というような、名前が違うところもありますけれども、制度を作つて少しでも生きづらさを緩和してあげようと、そういう苦しんでいる人、困っている人に寄り添つた行政を行おうという動きは出ておりまして、今500を超える自治体で、こういう同じような制度をつくっていると聞いております。

厚岸町が、今回このようなものを訓令で行おうとしたのは、そういう世の中の流れに自分たちも賛同して乗つていこうと考えているからではないかと思いますが、そのような解釈でよろしうございますか。

●総務課長（布施課長） 委員おっしゃったとおりの考え方で、ほかのところも増えてきている、こういった性的マイノリティの方もいるということで、こういう社会的に、そういうところが今出でてきているので、厚岸町としましても、以前からこういったことに関しては、アンケートだったり、ほかのところからも来たりして、あとは一般質問の中でもありました。

それで、この制度を今まで研究してきたところであります、導入しようかとの考えに至つたところであります。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

次に第2条に進みたいと思います。

2条ございますか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ3条。

2番。

●2番（室崎委員） 3条は要件ないし定義の事項ですね。

ここでは、的確要件が記載されていますね。

1項、双方が民法4条の規定する青年に達していること。未成年者は駄目ですよと。それから、住所要件がありますね。

3項で、双方に配偶者、これは婚姻をしているものを言うわけですね。婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻と同様の関係にあるものを含むと。これも、いわゆる不的確な事由だということだと思うのですが、事実上婚姻と同様の関係というのは何を意味するのでしょうか。この定義を言ってください。

それから、その判断はどのような調査を行つて誰が判断するのか。

これについてお聞かせください。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

事実上、婚姻関係にある定義というのは、特にこのところではありませんが、その確

認としましては、町で確認をすることになります。受けるときにですね。

ほかのところでも、事実婚というところの確認というのはあると思うのですけれども、住民票で、その人が届出していれば、そういう状態になるというのを、住民票の続柄のところに未届の妻であるとか、そういうところへ届けていれば、そういう確認もできまし、そういう届けがないのであれば、これもケースですけれども、健康保険証とかで未届けであっても事実婚であれば、社会保険には入れるですか、あとは、その周りの方が実際に婚姻関係にあるような関係であるということを周りの人や友人やご親戚の方に確認したりですか、そういう実際の生活状況、あとは住所が同じところかとか、そこら辺で確認しようと考えております。

●2番（室崎委員） そういう調査できる権限があるのですか。

婚姻の場合には婚姻届が出ていますから明確なのですよ。同棲していたって婚姻届を出していなければ、婚姻関係ではないのですよ。

それから、別々に住んでいたって、婚姻届を出していれば、ひどい場合には、自分の知らないうちに婚姻届が出されようとも、もう一度、例えば自分がそのようなこと知らないで婚姻届を出せば、重婚ということになって受付されないのですよ。

実際がどうかなんてことは、そこでは見られないのですよ。

ところが、ここが事実上の婚姻関係だって言っているのですよ。

これは真っ白から真っ黒まで、いろいろな濃度があるのではないか。事実上なのだから。

これはもう例を挙げたらきりないですよ。今やったら時間ないから言いませんけれども。

そういうもののうち、この程度になったら、これは事実上の婚姻関係だって、どうやって判断基準を作るのですか。それから何、周りの友人に聞く。聞いて歩くのですか、こういうものが出たときに。プライバシーの侵害になりませんか。

それから今度、本人にもし、いやいや、私はそういうのではありませんという宣誓をせよということになったら、不利益供述の強制になりますよ。

これは非常に曖昧なものやり方で、もし先ほど言った住民票に記載と言うけれども、住民票に婚姻と同様の関係であるというようなことの記載があるのですか。見たことないでしれども。

それから社会保険ですか。そういうようなものを1回ずつ調査できますか。

例えば、税金なんかの場合でしたら、ほかの制度のときに税金どうなっているかという調査できないはずですよね、原則として。そういうようなものもあるでしょう。

これ、あなたは、こういうことで分かったから駄目よって。あの人どうだったのだろうって、それ知らなかつたからやつたよということにはできないですよね。

ちょっと考えてみただけでも、事実の状態というものをこういうものに入れるというのは非常に難しいのですよ。そのあたりはどうお考えなのでしょうか。

●町長（若狭町長） 今回のパートナーシップ制度につきまして、ちょっと法的なことになりますが、これは民法や戸籍法と無関係なのです。

ですから、課長が若干萎縮して答えていたようですが、ですから今の民法上は、男である、女であるというものが中心になるのです。

ですから、今回のパートナーシップは除外なのです。この問題については。そういうことで、ご理解いただければと、そのように思います。

●総務課長（布施課長） ちょっと言葉足らずで、先ほどの社会保険の関係ですけれども、社会保険で扶養に入った場合、事実婚の場合でも扶養に入れるというような社会保険の制度もありますので、そこで社会保険に入っているというものを保険証とかで、そこででも確認ができるという意味で私はお伝えしたので、あとは住民票も届出をすれば、そ

の方がそういう関係にあるということを届出すれば、未届けではありますが、未届けの妻とかというような記載がされることもあります。

● 2番（室崎委員） 未届けの妻と今おっしゃったけれども、それは異性だからでしょう。これは同性なのですよ。そういうようなもの当てはまってこないのではないか。

それから、住所が同じだと。仲良く暮らしている。仲良く暮らしていたからって、パートナーシップと同様の関係であるとは言えないでしょう。

非常に微妙なものを持っているのですよ。その部分をパートナーシップ、婚姻と同様の関係にあるものという言い方で言っているのですけれども、そうすると、ここは異性の夫婦関係にある状態でパートナーシップの宣誓をすることはできませんという意味ですね。分かりました。

そうなると、その異性とのそれが同居していたからって、婚姻の関係とは言い切れないとという問題はあるのではないですか。

お隣さんから見たら、あの二人は夫婦暮らししているよと言うかもしれないけれども、当人同士にはそのような意識はなかったと、そのような事実もなかったということだって世の中にはありますよね。

そういうような場合の基準みたいなもの、これ形式的基準を作つておかなかつたら、その都度の実質判断が最もできない種類の問題だと思いますのね。

例えば、住民票に未届けの妻であると記載されているとか、先ほども例で言うと。

あるいは、その別の社会保険か何かのところで、これは婚姻届は出していないけれども夫婦なのだと認定するとか、そういうものがあった場合にはできませんよと明記していかなかつたらならないのではないかと思いますよ。

それでないと、1回1回担当者か誰か知らないが、大変な複雑な判断を強いられると。

しかも、その判断に二重基準があつたら、これは訴訟問題になりますからね。

それから、下手に踏み込めばプライバシーの侵害になりかねない。

そういうものを作るというのは、私はこれはこういう規定のあり方としては問題があると思うのですが、いかがでしょう。

● 総務課長（布施課長） 先ほども言いましたが、その事実がそういう関係にあるかというところを確認できるよう、先ほど委員おっしゃられた形式的に判断できるような基準といいますか、そこら辺は、私が先ほど言った保険証とか、そういうものを見て確認するというようなものを明確にしまして、そこら辺で判断していくようにしたいと思います。

● 2番（室崎委員） 申し分としてもしようがないけれども、今の文言ではそのようなことできないですよね。

事実上とはっきり言っているのだから、婚姻との違いが難しいのはそこなのですよ。次の4項いきます。

ここで双方に宣誓しようとするもの以外のものとパートナーシップの関係にないこと、こういうふうに言っていますね。

このパートナーシップの関係というのは、パートナーシップ宣誓をしているということですか。

ならば、そういうふうに明記したほうがいいのではないでしょうか。

● 総務課長（布施課長） ここではそうですね、ほかのところでもやっているところがありますので、そちらで登録していないかというようなことも確認するという意味でのパートナーシップの関係にないことということで。

パートナーシップというのは2条で、パートナーシップというような説明を定義で入れていますので、2条でですね。

そちらのほうでパートナーシップというのをご理解いただいて、その関係にないもの  
というようなことでご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員） 3条全部ですよね、今は。  
2番。

●2番（室崎委員） 3条5項です。

これは婚姻の場合の婚姻障害と対比した文面になっていますよね。

ただし書のところが、民法とちょっと違うのですよね。それで民法はどういうふうになっていて、そしてここはどういうふうに解釈するのか、その理由はなぜなのか、説明してください。

●総務課長（布施課長） 民法のほうでは、養子縁組をしてしまいますと、そのあと離縁したあとも、今の法律の中では、そのとの婚姻ができないということだと思うのですが、今回のこの関係に言いますと、ただし書で言いますと、養子縁組をするものは除くとしております。

今までこのパートナーシップ宣誓制度ができるまでは、そういうような婚姻関係にあるというような同性でできないということで、養子縁組を結んで、その関係を作ろうと言いますか、認めてもらおうではないですけれども、そういうのがあって、既に養子縁組をしている人がいますけれども、そういう人は除いてパートナーシップ宣誓制度に宣誓できますよという除外なのですけれども、そういう人も今までの手段と言いますか、手段で養子縁組をして、婚姻関係だということを自分たちで、そういう関係だということを周りの方に分かっていただくために養子縁組をしたということですので、その方はそういう関係にある、パートナーシップ宣誓制度のそういう婚姻関係にあるということだと、宣誓があったとき、そこら辺を聞いて対象にするというようなことで対象にする予定でおります。

●委員長（竹田委員） 3条、他にございますか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。4条ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ5条。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ6条。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ7条。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ8条。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ9条。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ10条。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ11条。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ12条。

2番。

●2番（室崎委員） 12条はパートナーシップ宣誓が行われて、その証明のようなものが  
出るわけですね。

それがパートナーシップ受領証というのですか。

それが、そのあとにいろいろ書いていますが、要するにパートナーシップの関係でな  
くなった場合には、その受領証は返しなさいと。簡単に言うとそういう規定ですよね。  
それはいいのです。

婚姻の場合には戸籍に記載されるから、婚姻証明書みたいなものはないですけれども、  
国によってはあるそうですが、だから、返還というようなことは、婚姻とはピタッと左  
右対象にはならないですけれども。

それで、パートナーシップが解消されたときというのは、婚姻でもっていと離婚で  
すよね。そうなのでしょう。

その場合、民法上は婚姻の規定、婚姻届があつて婚姻がなされます。

離婚をするときには裁判上の離婚と合意の離婚とがありますよね。

そのいわゆる手続規定というものが載っていますね、民法には。

これ見ると、婚姻の解消の手続が何も書いていないのですよ。

これ、いいのでしょうか、それで。

●町長（若狭町長） 質問者は、婚姻とパートナーシップ制度と同等に考えているよう  
な気がします。

今回の提案いたしております制度の宣誓というものは、全く別なのです。

そういうことでご理解いただければと思っておりますから。

それから婚姻は、パートナーシップは受理できません。そういう制度なのです。

ですから、そういうことで、今、民法上の問題とか、いろいろ言っていますけれども、  
民法になれば当然宣言されます。いろいろな課題も民法で決まっていることですから。

財産とか、相続とか、いろいろな関係がありますけれども、パートナーシップという  
のは、制度。ただ、我々今検討している段階で各自治体ごとによって、その制度の目的  
が変わっていることは事実なのですが、しかしながら、婚姻ということになりますと、  
現民法では、男と女しかいないのです。ただ、裁判ではいろいろな勝ったとか負けたと  
か、いろいろな各高等裁判所等は出ておりますが、そこまでいけば、パートナーシップ  
とは、何か距離が離れているような今、提案者としまして考えておりますので、ご理解  
いただければと思います。

●総務課長（布施課長）　返還というこの手続になってしまふと思うのですが、解消するときには、その返還届でそれぞれの意思をその届出によって確認すると言いますか、本人の意思、そこら辺を届出で出してもらうというようなことで考えております。

●2番（室崎委員）　何か私の質問を取り違えておっしゃっているとしか思えないような答弁が続きましたけれども、私が言っているのは、パートナーシップ宣誓ということを行って、同性婚に準したようなことが始まるわけでしょう。それに対して、もちろん行政ができるものについて行政サービスを広げていくと。権利の創設をしているわけですよ。

出会いがあれば別れがあるのですよ、物事には。人が生まれれば死ぬのですよ。だから、パートナーシップという同性婚をしましようと双方が合意して、そして、その宣誓をするわけでしょう。町はそれを、名簿か何かに記載していくわけですよね。その人については、云々とこうなったわけ。

ところが、人間ですから、添い遂げると必ずしも言い切れない。そうすると解消しましょうということになる場合もある。そのときの勝手に一人だけで解消しますというようなことは、これやつたら理不尽だと思う。

そうすると、やはり解消するときには、こういう形でやりましょうという手続規定は必要なのではないですか。それを言っている。

誰も婚姻だなんて言っていないですよ。どこまでも別の制度だということは分かっている。だけれども、一緒になつたら別れることもあるだろうと言っている。その別れるときの手続、それもやはりきちんと決めておかないといけないでしょう。そういうことですよ。

●総務課長（布施課長）　そのパートナーを解消しようとするということですね。

それにつきましては、この返還届という中に両者の署名で返還しますというような返還届が様式で別にあるのですけれども、そちらを提出していただくことになるのですが、そのときには両者の署名をして、その受領書を返還しますというようなことで、それで別れると言いますか、今後はそのパートナーとしては解消したというようなものをこの返還届で提出していただくことになります。

●委員長（竹田委員）　2番。

●2番（室崎委員）　分かりました。言いたいことは分かりました。

でも、本体のほう何にもいじらないで、1枚の紙を返してくれというその記載方法でもって、その解消の手續が全部決まっているという決め方はおかしくないですか。

本体で両方の合意でもってやらなくてはならないというのが規定されておって、そして、それに従つて返還届にも両方の名前があるというのなら、普通の決め方ですよね。不自然ではないですか。

●総務課長（布施課長）　もともとの宣誓が、宣誓というものをしたあとに、その宣誓に対しまして受領書カードと受領書をお渡しする。それでパートナーシップ宣誓を宣誓したということになりますので、それを受領書という1枚のA4の紙で今考えておりますが、それを返還するということは、それを解消するという。もともと認めた場合には、そのパートナーシップ宣誓書受領書というものをご本人にお渡ししますので、そこが今言う本体と言いますか、宣誓を認めますよ、宣誓しましたよ。宣誓したその受領書、その紙を返してもらうということは、そこで解消したということになる届出ということになります。

●2番（室崎委員）　非常に紙が大事だと。神がかっているわけですね。

それで、その紙なくしていたらどうするのですか。紙ですよ。まずは解消しますという意思表示が先なのではないですか。

だけれども、要するに紙を返しますからと持ってくれれば、そして、その返しますという届出に書けば、それは本体を解消したという唯一のやり方であるというのが今の答弁なのだけれども、紙なんてなくする人たくさんいるでしょう。返せないのですよ。どうなのですか。

●総務課長（布施課長）　紙の場合、屁理屈みたいになってしまふかもしませんが、再交付ということができますので、ただ、そのほかにこの受領書も付けますけれども、その返還といふものの返還届出書、それがあつて、それに添付書類と言いますか、もともと渡しているものを付けてもらって、一緒に提出するという受領書を添えて届け出るということになりますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員）　ちょっと手続のやり方としては非常に何というか、あまりうまい方法ではないですよね。本家本元を投げておいて、その先っちょのところだけでもっていじくろうとするということになるということだと思いますよ。

まずは、私たちは解消しますというものを出せば、それが一番簡単なわけですよ。あの書類返してちょうだいなんていう必要もないわけですよ。もちろんそのときに返してもらえばいいのだけれども、そのあたりは指摘しておきます。この方法でなくてはならないという理由があるのであれば教えてください。

●総務課長（布施課長）　今までの説明と重複してしまうと思うのですが、それを解消するということを証明書を返還するということの届出をまず出す。返還とは入っていますけれども、それを解消するときに、この返還届を出して受領証を添えて出すということになりますので、ご理解願います。

●副町長（石塚副町長）　答弁がややこしくて申し訳ございません。

言われるように解消しますという届出を出すときに、総務課長が言いたかったのは、届出を出すと同時に届出に添付して返還するものを付けて出してくださいということですので、先に証明書を返してくださいということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

あくまでも返還というか、解消しますというのに合わせて証明書を添付して出してくださいという事務手続を行おうとしておりますので。

●2番（室崎委員）　非常に大事な答弁がありましたね。その事務手続ないと聞いているのですよ。規定に。

おまえの言うとおりだと言つてくれたのと同じですよ、今のは。

●副町長（石塚副町長）　私の説明も舌足らずで申し訳ございません。

12条に書いている厚岸町パートナーシップ宣誓書受領書等返還届、これが一応解消するといふものの届出を兼ねている部分となりますので、それに合わせて受領書等を添付して町長に届出をしてくださいという規定になっております。

これあれなのですけれども、手引きのほうで、そういうような運用の仕方をするということで、説明してございませんでしたが、そのようにさせていただこうとしているものでございます。

●2番（室崎委員）　このあとじっくりそこは言いますけれども、我々に知らされていないのですよ、何にも。要項、訓令なるものが出てますよ。その条文の解釈で今言っているのですよ。

あなた違うもの見ているのでしょうか。何かその様式集か何かを見ているのでしょうか。  
そのところに、そういうふうに書いているから、こうなると言うのですか。

どうして、その大元が訓令ということが、どうのこうのというのは、今言いませんけれども、そちらの条文として、そういうことが書かれないので聞いていますよ。

昔、ある問題で議論をやったときに、この届出に判いるのかと言ったら、いりますって、どこに書いているのと言ったら、様式集の1番最後のところに丸印と書いてあるから判いるのだという答弁が出て、それはおかしいだろうという話したこともありますけれども、今のも多分にそういうような議論になってしまいますよね。

●副町長（石塚副町長） すみません。私の説明がまだ全然足りなかつたようですがれども、12条は、受領書等の返還について定めておりまして、受領書の交付を受けた宣誓者、読んでご存じだと思いますが、次の各項にいずれかに該当するときは、返還届に受領書等を添えて町長に届けなければならない。その各項ではパートナーシップが解消されたとき、それから宣誓の一方が死亡したとき、これは相手方がいなくなるので、そういうふうに書かれております。

宣誓者の双方が町外に転出したとき、これは町外に転出すると、厚岸町がその宣誓を出す必要はなくなるので、厚岸町の行政サービスを受ける必要がなくなるので、そういったとき。受領書等の返還を希望するとき、希望するときというのは本人方の意思でパートナーシップ制度を利用しないというとき。5号はそのほかということで書かれていますけれども、そういったときにパートナーシップを解消しようとするときに、返還届と一緒に受領書を添えて町長に戻してくださいと。

実質上、解消するときの手続を定めさせていただいているものでございます。

●2番（室崎委員） 何か私の質問の意味が分かっていないようですね。

この書き方は、解消されたときに返還すると言っているのですよ。どこまでも。解消されたときに返還すると言っているのです。だから、どんな手続で解消するのですかと聞いていますよ。

返還すると解消したことになるとは書いていないのですよ。そこが分かっていないのではないですか。だから、結局これは、当事者の合意に基づいてパートナーシップ宣誓を受けましょうと言って町に申し出て宣誓するわけでしょう。さっきから何べんも同じことを言うけれども。そうすると、そこでパートナーシップ関係という、言わば通常の今マジョリティというのかな、その多数の婚姻関係というのは、男性と女性の間で結ばれますよね。

ところが、そうではない人たちがいるわけで。憲法24条は、両性の合意のみに基づいてと書いているではないかと。だから、同性婚なんてないのだという議論もあるわけですよ。

ただ、それと同時に、そうではなくて、ここの読み方は、憲法は同性婚に関しては触れていないのだと。だから、あとは幸福追求の権利だとか、そういうような別の条項を兼ね合わせて考えると民法が同性婚しか認めないと言っているのがおかしいではないかという議論もあるわけですよ。今、その議論の善し悪し云々について一切私は触れません。そのようなことをやる場所ではないから。

ところが、そういう中で制度が動かないことで、さっきも言ったように苦痛を感じたり困っている人がいるわけだから、その人たちに自治体としてできる手を差し伸べようと言つて今こういうことをやっているわけでしょう。

だから、その意味において同性であればパートナーシップ、異性であれば婚姻とこれ対比して見ていけばいいわけですよ。違うものであるのは当たり前ですよ。

それから、国全体で制度を作るのではなくて、どこまでも自治体のやれることですから、いわゆる上積み横出しの範囲しかできないわけですよね。そういう中で、できるだけのことをしようとして厚岸町もこれをやろうとしていること自身は私は今質問してい

るときに、あんまりそういう評価の話はしてはいけないのだけれども、高く評価しているから、こうやって聞いているのです。

それで、今言ったように結婚の場合には、婚姻と離婚があるわけですね。それと同じようにパートナーシップ宣誓があったら、宣誓の取り消しがあってしかるべきでしょう。

そのときには、こういうふうにしないと取り消すことはできないのだよというものがあってしかるべきではないですか。それが何にもない。取り消したから返還しますと持ってきたのだから、それは取り消した。それはちょっと乱暴ではないですかということなのです。

●総務課長（布施課長） 委員おっしゃるのも分かりました。

実際、民法上のほうであれば離婚なら離婚届というものがあるというようなことで、このときもそういうのが解消したという届出が必要ではないかというところだとご理解いたしました。

今回の場合は、宣誓をして、その宣誓を受領しました、認めましたというところで出した受領証を返還してもらうというところで、そこを解消する。

その理由が、解消だったり亡くなったりしたときとかというところもありますけれども、その返還届で、その解消したことを届け出てもらうという仕組みで今考えておりました。

●2番（室崎委員） これは考えてください。例えば宣誓を受けるときには、当事者2人だけでいいのかどうか、立ち会い人なんていうのはいらないのか。

それで、もし宣誓を受けるほうに立会人がいるのであれば、同じように解消するときにも立ち会いがいる。婚姻届に立会人がいて、離婚届に立会人がいる。

私、離婚届書いたことないから、よく分からぬのだけれども、そういうふうになつてますよね。

大体左右対象みたいになっていますよね。そういうことがいるのではないか。

それから、2人だけの合意で宣誓を受けようと決めなくては駄目ですよと言っているのであれば、解消するときにも2人の合意がきちんとありますということを受けるほうは受けなければならないですよね。

そういうあたりのポイントではないでしょうか。そのあたりをお考えいただきたい。

●総務課長（布施課長） 私も実際、婚姻届とか離婚届も見ながら、そういうことを考えてきたのですけれども、こういった性的マイノリティの方ですので、周りに知られたくないとか、そういうものもあると思いますので、だから、きっとお二人だけで、そこに職員が立ち会いの元となりますので、そこら辺が二人だけというのと関係してくるのかなとは思います。

なので、宣誓のするときも、お二人でいいですし、今回の解消の届出もお二人の名前で返還届を出すというような仕組みを考えております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。12条他にござりますか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ次に13条。

4番。

●4番（金子委員） 町長は宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領書等の交付を受けたことが判明したとき、パートナーシップ宣誓の取り消しを行うことになると思います。

ただ、申請を受け付ける時点で先ほど課長が答弁されたように、周りに聞いたりして

調査をして、全部いろいろ不正がないように調べた上で受け付けるわけですよね。

それをした上でも、こういう不正があった場合というのは、どのような場合を想定してこの文書を作っているか教えてください。

●総務課長（布施課長） その申請の段階でこちらも確認はしますが、その後判明したものが何か事実があった場合には返還してもらう。

そのとき受けていたサービスも取り消しにするですか、そういう流れにはなるのかと思うのですけれども、その後で判明した部分だと想定はしております。

●4番（金子委員） もう大多数の部分は、2番室崎委員がもう本当にいろいろな想定を考えて言っていたと思うのですが、そうなったとき、先ほど課長も答弁されたとき、性的マイノリティのことだから、二人以外に知られたくないとか、そうなったとき、周りの第三者に聞いたりして調査するというのは、なかなかプライバシーの問題で難しいと思うのですよ。

その上で、例えばの想定ですが、一方が勝手にサインされた婚姻届の場合、それでも受理は市町村はしないと駄目ですよね。受け付けてそのあと、それが虚偽だとすれば、その本人、虚偽申請をされた本人が届出を出して、それを解消したりすることは可能だという話は聞いたことがあるのですが、この手のパートナーシップの場合でも、本人はそのとき違う話を聞いて一緒に来たかもしれないけれども、例えば関係性が変わって、そういうふうに約束していたけれども、おまえに言われたから全部やったのだって、自分もそういうふうに言われたこともあったので、そういうときになったとき、何を根拠に不正だとか、不正な方法だとか、虚偽だと判断することができるのか、その判断するのは、町長が虚偽だって町長が言ったら、虚偽という判断になるということなのですかね。

●総務課長（布施課長） これは最初の宣誓の段階にはなるのですけれども、そのときは、その人の本人確認をして、その最初は、お互いのその人の本人確認を全てして、本人方にそういう関係であるということを、合意があるということを宣誓してもらうわけでありますので、その片方が今言ったように違っていたという場合には、そのときは本人方から返還してもらうのですが、その虚偽の申請というもののなですが、それは、先ほど金子委員がおっしゃったのは、一方がそういう意思を示したあとで、そういった場合には返還してもらうということにはなると思います。

●4番（金子委員） 今、課長がおっしゃった返還と取り消しって、そもそも根本的に違う話になりますよね。あくまで今、13条は取り消しの話であって、こういうことが、一方がそういうふうに言ったら返還するという話の場合は返還ですよね。

でも、取り消しの場合というのは、一方が気分が変わって、そのときはそうだったけれども、室崎も何回も言ってたように、出会いがあって終わりもあるかもしれないのに、そのときに変わったりする、そういうふうに一緒に来たけれども、変わったときに言つてることも、そのとき宣誓しているけれども、その宣誓したのは、こういうふうに言われてたから宣誓する気はなかったけれども、せざるを得なかつたとか、でもそういう判断って、行政が一方の話だけ聞いて、それは不正だとかつて決め付けられないと思うのですよね、不正かどうかという話では。

だから、この13条の虚偽その他不正な方法というのを、ここに書いている話で行くと、町長が本当に判断できるのですかということを聞きたいだけです。

●総務課長（布施課長） 不正を防ぐのは当たり前なのですけれども、もし制度を使って不正な利用をした場合などは取り消しにはなると思うのですが、ただその前に不正な届出をしないような受付を私どもは、その宣誓を取らなければならないのですけれども、

そういうような虚偽の申請があった場合には取り消すというような。

- 4番（金子委員） 13条に絡む話で少し話が広がってもよろしいでしょうか。

その場合、なぜ申請者が虚偽や不正なことをするかと考えると、そのパートナーシップを申請することによって、話は広がるのですけれども、お金が絡むから不正をする人がいる可能性があると思うのですが、その辺はどうお考えですか。

- 総務課長（布施課長） そうですね、行政サービスを受けるという段階のことですね。

- 副町長（石塚副町長） 答弁が遅くて申し訳ございません。

基本的に、金子委員おっしゃられているのは、行政サービスを不正に受けていると、そういうメリットのことだと思うのですけれども、それが発覚した時点では、この条項は不正に利用したということになりますので、当然取り消さなくてはいけないということです。

先ほど、最初のほうで金子委員が言っていたのは、最初、宣誓するときは一緒に宣誓したのだけれども、あとから、だまされたのだ、違うというのは、それを取り消しというより、返さなくてはいけない事例に当たるかと思います。

- 4番（金子委員） 第1条で、話が今の話につながっての13条に関わっての1条の話をしていいでしょうか、委員長。

町民一人一人が個性や多様性、誰もが個人として尊重される多様な選択ができる社会というのはすばらしいと思うし、これを目的に、例えば、法的には認められないけれども、パートナーとして宣誓することで、自分たちが幸せに生きていけるということで、この要項が作られたと思っていたのですが、例えば、今、副町長がおっしゃったように、行政のサービスだったり、お金をパートナーシップの宣誓することによって、この宣誓をしないともえないものだったものが、宣誓をすることで、サービスだったり、金銭だったりがもらえるということであれば、この13条の取り消しというところの明確な基準だったり、あと罰則、そういう不正なことをしたときには、誰が責任を持って、認めた町長が全責任を不正なことをされて、町が不正にお金を支払ったと、そのパートナーシップ宣言された方に、そういうことがあったときは、町長が、例えば責任を取るのか、それとも虚偽の申請でそういうことをした人が責任を取るのか、そういうことが相対的な質問でするべきかもしれないのですが、今、ちょっと13条に絡んでいたので、質問させていただくのですが、そういうことって考えた上で、この要項は作られているのでしょうか。

- 副町長（石塚副町長） この制度自体、要項自体は、行政サービス提供するために、パートナーシップ宣誓をした方について、一部ではありますけれども、町単独の行政サービスを提供しようというものでございまして、実際に補助金を受けて、その補助金が不正利得である場合とかについては、補助金とか制度のほうで取り消すなり、返還していただくなりということになるかと思います。

- 4番（金子委員） 副町長おっしゃっていることは理屈的によく分かるのですが、でもせっかくこの要項として公式にこういう文書を作ったのであれば、やはり先ほどから2番室崎議員も言っているように、もっと明確にこのパターンの場合はこうだとかいうものを明確に示した要項を作らないと、この13条に関しても虚偽その他不正な方法とは書いているけれども、いろいろなことが想定されていない13条だと思うのですが、それはどうお思いででしょうか。

- 副町長（石塚副町長） 要項でそこまで細かく言うと、きりが正直ないのかなと思いま

す。

かといって、あんまり雑なものでは確かに駄目だとは思いますが、要項自体は職員に対して、こういう説明をしなさいというものでございますので、これで足りないものについては運用していく中で、それぞれ手引き等をしっかり作って対応させていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。13条においてございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。14条ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 15条ですね。

2番。

●2番（室崎委員） 15条でいいですね。

宣誓書の保存についての条項ですね。

ここでパートナーシップ宣誓が行うときに宣誓書の提出をするわけですよね。

それを町長のほうで保存すると。これ10年と期間を区切っているのですが、これは何か特別な理由があるのでしょうか。

●総務課長（布施課長） この10年につきましては消滅事項ですね。

10年ということですので、そちらに合わせて10年とさせていただいております。

●2番（室崎委員） 今消滅事項と聞こえたのですけれども、それで間違いないですか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後2時24分休憩

午後2時26分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（布施課長） 貴重なお時間申し訳ございません。

民法上の債権でいう5年と10年とあるのですけれども、民法上にある債権の消滅事項、それが5年と10年とある中で、長いほうの10年というのは、これは契約と言いますか、パートナーシップのお互いの宣誓ですので、この10年というような年数を使っているところであります。

ほかのところも参考しながら使っているのですけれども、10年としました。

●2番（室崎委員） 難しい話を出してきましたね。

パートナーシップ宣誓って債権なのですか。まずそれをちゃんと説明してください。

民法上の債権の問題なのですか。

その次に消滅事項を10年というのは、それは、そういうものを提供しているというのはいいのですが、起算日はいつなのですか。

既算日から 10 年ですよ、消滅事項というのは。  
パートナーシップ宣誓をすると、そのときには起算日になって、10 年たつとしゅっと  
消えてしまう、そういう種類のものなのですね。  
これちゃんと説明してください。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 2 時 28 分休憩

午後 2 時 30 分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。  
総務課長。

●総務課長（布施課長） 大変貴重な時間申し訳ございません。  
先ほど言ったのは、民法の債権を参考に使ったということなのですけれども、今改め  
て考えまして、この宣誓制度がまだ宣誓されているうちは保存しておくというようなと  
ころに修正をしたいと思います。この 10 年とはしないでですね。  
この年数は保存年限ですね。保存年限は 10 年とは限らずに宣誓している間は保存して  
おくですか、そういう修正をしたいと考えております。

●2 番（室崎委員） 確認します。  
15 条でいう保存というのは、12 条、13 条の事案が起きるまでは保存しますよという意  
味の条文に変えるということでおろしいのですね。

●総務課長（布施課長） はい、そのように修正したいと思います。

●委員長（竹田委員） 他に 15 条ございませんか。

（な　　し）

●委員長（竹田委員） なければ、次に 16 条。

（な　　し）

●委員長（竹田委員） なければ 17 条。

（な　　し）

●委員長（竹田委員） なければ 18 条。

（な　　し）

●委員長（竹田委員） なければ 19 条。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（竹田委員） なければ附則について。  
2 番

●2番（室崎委員） この訓令は、令和7年4月1日から施行するとなっております。

ただ、これは訓令ですから、そういう言い方が許されるのかどうかは分からぬが、町長の【01:19:27 聽取不能】一つで変わるわけですね。議会からは何も言えないですから。

そうすると、施行実験ですよ。そうするなとか、しろの話ではないですよ。

当分の間実施しないというのをこれにくつけることだってできるわけですね。

そういうふうになったときに、今これから条例の本文そのものについての決議も行われるでしょう。そこでもって、どんなものか分からぬが、施行実験として可決されたとしますね。訓令のパートナーシップ宣誓は休止していると。そういう場合にどうすることになりますか。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

パートナーシップ宣誓制度は、私の進めようとする施策であります。

ですから、そういうことで要項を作っているわけでありますが、今後の厚岸町としても、性的マイノリティの方々の暮らしをしやすいように、環境づくりをしていかないとならないという気持ちを持っての要項でございますので、一つご理解いただきたいと思います。

●2番（室崎委員） 町長、失礼しました。

そういう意味で言っているのではないのです。町長のおっしゃっていることはよく分かるのです。そういうつもりでこれからやつていこうというのはよく分かるのです。そういう問題ではなくて、今言っているのは、純然たる形式論です。

それで言うと、要項ですから、施行実験としては法論理的には言ったほうがいいのかな、止めることも可能なのですよ。理論的にはですよ。そうする可能性があるとかそのような話ではないですから、そこは誤解なさらないで聞いていただきたい。

そうすると、附則でもって4月1日からやるよとここでは言っているけれども、この条文が法論理的には変わることはあり得るわけですね。可能性として、論理可能性として。そうすると施行実験、ここは止めましょうというようなことになったときに、実際に条例にはパートナーシップ宣誓を受けた人に、こういう行政サービスをしますというのも自動的に止まってしまうわけですね。法論理的に。ということでは間違いないのですね。

●総務課長（布施課長） パートナーシップ宣誓制度の要項が施行されなければ、条例には反映はされません。なので、こちらが施行されない限りは、今回の改正の部分、それは反映はされません。

●委員長（竹田委員） いいですか。附則について他にございませんか。

なければ総体的にございませんか。

2番。

●2番（室崎委員） 今、附則に関して申し上げましたけれども、そこから分かるように、実はこの要項は条例よりも上位にあるのですよ、事実上。

この要項がなかったら、このあと審議をして採決をする条例は生きるも死ぬも、この要項にかかっているのですよ。

今、500を超える自治体で同じような考え方のもとに、多少ずつ自治体がやっていることですから違いがありますけれども、このようなものと言ったらいいのかな。こういうような類のパートナーシップ宣言といったら、いろいろな言い方していますけれども、そういう制度を作っています。

厚岸町もこれを作ると冒頭申し上げたように、そういうふうになります。

これは今、さつき言ったように、憲法論争にまでなるような、言わば国の機関というのの大元、機関を決するような制度そのものに今なろうとしています。

ですから、厚岸町がこれを取り入れるということは、厚岸町という行政の単なるイメージではなく、非常に根幹的な制度を今、作ろうとしているわけです。

それに今、邁進なさっている町長の態度は私は高く評価しています。

ただ、何でこれを要項でつくらなくてはならないのかという疑問が残ります。

何で条例で作らないのか。これは、厚文の委員会で説明を受けたときにも私ちょっと聞きましたが、そうしたら、そのときの担当者は、ほかでもそうやってやっているからというような言い方をしました。これは甚だ遺憾です。

厚岸町は独立した自治体です。憲法の地方自治の本性を引くまでもなく、厚岸町が誰かに命令されてやるようなものではないのですよ。

また、福祉なんかの関係では、遵守すべき基準とか標準とかというようなものがあるようです。これはその際に聞いたときには、技術的問題だということを聞いてました。要項でやれと。表だっては言わないけれども、こっそり国や道から厚岸町に命令でもあったのですか。まずその点。

●町長（若狭町長） 制度は先ほど室崎委員からの質問のとおりであります。

各自治体ごとによって異なっておるわけでありますが、国から指示があったのか、ないか、ございません。町独自で施行しようと考えている制度であります。

なぜかと言いますと、実はこの厚岸町、新規就農農業者等の条例の中で、農協から、やはり今、利用者も多いと、そういう中で新規就農を考えているのだけれども、この度、そういう対象者がおると、そういう事情の中で、厚岸町としても宣言していただければということでございますので、それから住宅の改正ですね。

そういうことで今回、提案をいたしているわけでございますので、やはり農業の問題、今大変なのです、現実に。利用者も多い、そういう中での一つの農業振興として考えたわけでありますので、どうかその点ご理解いただければと思っています。

●2番（室崎委員） 意図は分かりましたし、そういうふうにも聞いておりました。

それについては十分理解しているわけです。

であるならば、なおのこそ、この大事な、今、要項で決めているものを条例として出せばいいですか。意地悪して反対しようなんていう議会ではないですよ、ここは。

500ある自治体の中を見ても要項でやっているところもあるし、条例でやっているところもありますよ。だから、条例でできないわけはないのですよね。

それから、人間代表という対処交渉からの理論を振りかざすまでもなく、こういう権利の創設にも関わる基本的な体制を作る、こういう規定を議会と理事者とがお互いに知恵出し合って作っていくということは非常に大事ではないですか。

それが全く議会のことは知らないのですよ、中身。議会の直前になって、ポーンと出てきたのですよ。

しかも、要項の文そのものは出てこなかったのです。このようなことをやりますという過剰書きのようなものが、1枚とは言わない2枚ぐらいあったかな、A4の。それがポーンと議会直前の厚文の委員会、それから総産にもそうだったらしいのですが、あって、そういう簡単な説明で終わっているのですよ。

これは、そういう取扱いをされるということは、パートナーシップ宣誓をしようとしている人の尊厳を傷つけるのではないかと、それは思います。

できれば、今議会中にこの要項の今ちょっと一部直せなかつたのもあったけれども、そういうものをここまでまとまっているのですから、条例としてお出しになったらいかがでしょう。

私はそうすべきだと考えます。いかがですか。

●副町長（石塚副町長） ご質問者が言われるよう、条例で制定している市町村、それから要項で作成している市町村がございますが、条例で制定しているところにも二通りございまして、法と同様の扱いをするような俗に言う渋谷区の法式になりますけれども、法令に定めているようなこともやろうとして、条例で定めているところもあれば、単なる手続の要項と変わらないような定め方をしている市町村もございます。

厚岸町で、なぜ条例を選ばなかったのかということにつきましては、厚岸町の要求では手続のことしか定めていないくて、というのは、国の制度等が絡む部分については、行政サービスは今実施しようとしていないと、あくまでも町の単独の行政サービスを平等にそういう方々にも提供させていただきたいという思いから、条例で定めるものではなくて、要項で定めようとしたところでございます。

●2番（室崎委員） 何か言うのかと思ったけれども何も言っていないですね。

議場の空気震わせただけですよ。何の説明にもなってない。

これが条例にするとなれば、こういう点で例えば法律とぶつかってしまうとか、要項ならば、これでもいいのだけれどもとかというものがあるなら、今の話は納得できるかどうかは知らないけれども、一つの説明になる。

だけれども、あなたはこれは手続的なものでというようなことを延々と言ったけれども、結局は条例でできないという理由は何一つ言っていないですね。

もう一度ちゃんと説明してください。

●副町長（石塚副町長） 説明分かりにくくて申し訳ございません。

渋谷区法式を出したのは、例えばですけれども、町職員の扶養手当、こういうところまで要は国家公務員の法律、地方公務員等に準じてやろうとする場合に条例で定めているというのが渋谷区法式でございます。

厚岸町は、そこまでの事業を現在やろうとしているので、手続を定める要項で定めさせていただいたということをご説明させていただいたまでございます。

●2番（室崎委員） これは要項と訓令ということになっているけれども、この1条、2条と見ていくと、堂々たる理念の表明ですよ、厚岸町の。

それを誰も見えないところの訓令にこしょこしょと置いて、そして、はい、やりましたと言わなくても納得できないということですよ。

何も渋谷区と同じことやれなんて私言っていませんよ。それぞれの自治体はそれぞれの自治体の特色に応じて、みんなそれぞれ独立してやっているわけでしょう。

厚岸町では、この要項を持って、このパートナーシップ宣誓制度を作ろうとしているわけでしょう。それをどの重さの規定として作っていくかという話ですよ。

これはそんなに軽いのですか。手続的な条項で、およそ条例だとか規則だとか何かとかで持って決めるほどのものではないということですか。私はそうは思わないですね。

非常に重たい大きな画期的な制度を作ろうとしていると評価していたのですが、提出している本人がこのようなもの大したものではないのだよと言わんばかりの言い方をされたのでは、私はとても納得はできませんよ。

●副町長（石塚副町長） 今おっしゃられたような、このような程度という考えは厚岸町は持ってございません。

●2番（室崎委員） これだけ大きな理念と、それから権利の創設というものを裏に抱えている、この規定ですね。

それは条例で決めるだけの重さがあるのではないかと私はさっきから言っている。

それに対して、あなたは手続条項だから訓令でいいのだという結論になるような言い方をしたから、そのような程度の軽いものだと考えているのかと言っている。

そうではないだろうと。それだけ私は高く評価しているのですよ。そこは間違いないでください。

それで、やはりこのようなものは訓令でいいということなのですか。

●副町長（石塚副町長） 決して人権に関わる問題でもございますので、このようなものという考えは厚岸町としては全く持っておりません。そこは理解していただけているのかなとは思っておりますが、ほかの事業もそうですが、すべて条例で定めるのかとなったときに実際には……。

それは私の表現です。すみません。

今回のパートナーシップ制度については、厚岸町が町長の政策として行おうとしている事業ということもありまして、厚岸町は独立した行政機関でございますけれども、作成するに当たっては全国の状況も調べさせていただいた上で、今回はその要項で定めようとしているところでございます。

ちょっと答えになっていないかもしれませんけれども。

●委員長（竹田委員） 2番よろしいですか。

休憩します。

午後2時50分休憩

午後2時54分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

10番。

●10番（堀委員） 総体といった中でお聞きをします。

今回、民法によらない中で婚姻に準ずるような権利をパートナーシップ制度といった中で与えるといった中では、先ほどの2番委員もいろいろとやっていましたけれども、この要項だけでは、厚岸町が利用可能となる行政サービスの一案で、従来の行政サービスを受けるに当たっての権利を与えるにしても、不足しているのかなというのは、私の感じたところです。

お聞きしたいのが、附則4月1日からとなっています。

町民や広く周知をするという周知期間というものが、告知期間という条例であればあるのかなと思うのですけれども、そういうものもなく、いきなり4月1日から施行するようになっております。

これは、やはりしっかりと町民にも告知をする、そして施行をするという手続的なものが、何せ権利に関わるものですから必要ではないのかなと思います。

あと、社会の実情というのは、先ほど言わっていましたけれども、まだ民法の同性婚の最高裁判決というものが至っていないという中では、そのとおりだと思うのですけれども、地域の実情、厚岸町の実情として、先ほど町長のほうでは、新規就農者の誘致において実際にあるのだと。これをやったことによって、もう既に、もう急いで4月1日からやろうとしていますから、4月1日からそういう新規就農者が作るようにもなるのか、また、ほかのサービスにおいても町でパートナーシップをやってくれれば申請できるのになというような要望があるのか、また潜在的な性的マイノリティーの方々がいるというのを町がしっかりと押さえているのかどうなのか、そこら辺どうなのでしょうか。

●総務課長（布施課長） 周知につきましては、これが正式になったあとには、すぐにホ

ームページですか、あとは翌月の来月の始まってからにはなりますけれども、広報などで周知はしたいと思います。

あとは、要望等、今の潜在的なものとしては、私どもでは把握はしておりません。

先ほどの就農の関係ですが、そちらには、問い合わせが農協にあって、農協からそういう制度を作つてほしいというようなことを単独……。

ちょっとお待ちください。

●委員長（竹田委員）　このまま休憩に入りたいと思いますけれども、皆さんどうでしょうか。

再開は3時半といたします。

午後2時58分休憩

午後3時30分再開

●委員長（竹田委員）　再開します。

総務課長の答弁から入りたいと思いますけれども。

総務課長。

●総務課長（布施課長）　それでは先ほどの途中になりましたが、先ほど周知と要望等のことはお話しさせてもらいまして、先ほど町長の件。それは町長に直接お話があったようですので、今いるということは町長のほうで聞いております。

●10番（堀委員）　そうすると、このパートナーシップ宣誓制度をやつた場合は、もう4月1日から制度運用という中で動き始めるので、少なくとも今年の中での新規就農というものが補助金の交付や何かもされていくのだという理解でよろしいでしょうか。

●総務課長（布施課長）　ちょっと説明不足で申し訳ございません。

ただそういう方がいるというだけで、必ずその人がそこに該当してくるかですか、就農するかというと、そこまでの話には至ってはいないと思うのですが、そういうパートナーシップに該当するような人、そういう人が問い合わせといいますか、町長の耳に入っているということあります。

●委員長（竹田委員）　よろしいですか。総体的に今質疑しているのですけれども、他に総体的にございませんか。

7番。

●7番（南谷委員）　先ほどからの答弁、質疑を聞いておりましたら、本条例の改正で農協から新規就農の窓口を広げることを目的に要請があったと、こういうことでございますけれども、農協自体、当然、今回、上程に当たって要請があったという理解に立っているのですけれども、何かさっきから、実態は分かりませんよ、ですけれども、農協から町に対して、この条例に関して制定してほしいという農協の意向があったということで理解でよろしいでしょうか。

●町長（若狭町長）　そのとおりでございます。

●7番（南谷委員）　もう一点だけ伺います。

既に取り組んでいる自治体もある、ない自治体もあると。この辺の状況についてもう少し詳しく説明をしてください。

全道的にどうなのか。それから、この要項で定めているところ、それから条例にしているところ、こういう状況についても、よその自治体がどうなのか、この要項に定めているのか、それともパートナーシップ条例に制定しているのか。この辺について状況を説明してください。

●副町長（石塚副町長） まず、道内の状況でございますが、現在、令和6年10月1日現在で28市町村が既に実施しているということでございまして、これ当町が実施した場合も含めてなわけですけれども、令和7年4月1日現在では、道内の179自治体のうち40自治体で、北海道の人口カバー率で申し上げますと、77.5%となる見込みでございます。

自治体としては、22.3%の自治体が、すみません、これ、まだ厚岸町やるってなっていませんけれども、厚岸町も入った場合ですけれども、ということになります。

全国的には、先ほど、ちょっと古いデータで、500自治体を超えるという室崎委員のご質問の中でもありました、ちょっと古いのですが、6月28日時点では459自治体、人口カバー率としては85.1%、交付件数としては7,351組の交付が全国ではあります。

交付件数は北海道では、ちょっと古いのですが、6年5月31日現在で2,971組が宣誓を行っていると調査結果としては出ております。

条例と要項の割合については、条例設定しているところは、先ほど言った2種類のパターンがあるのですけれども、少数、件数正確にいろいろ名前が違う部分もありますので、押さえていない部分もありますけれども、私どもで押さえている範囲では、まだ1桁ぐらいか2桁足しているぐらい程度かなと、あとは全て要項と調べた範囲では考えております。

●7番（南谷委員） これはお願いというのですかね、先ほど2番室崎委員も言っていました。

この要項について、議案配付と一緒になのですよ。説明のときに全く出てきてないのですよ。これは遺憾です。やはり、むしろ上位にあるもの、これらについてはきちんと事前に配付なり説明なりあるべきだと思うのですよ。

全く見せないで、これを配付して、それで理解せと。これはちょっと横暴だと思うのですよ。今後十分気を付けていただきたい。

●副町長（石塚副町長） この件につきましては、全くご質問者が言われるとおりでございますので、こういった場合は今後気を付けていきたいと思います。

今回は制度を詰めていく中で時間を要しまして、遅くなつたことは私どもの責任でありますので、そこはおわび申し上げたいと思います。

●委員長（竹田委員） 総体的に他にございませんか。  
町長

●町長（若狭町長） この際、皆さん方のご同意をいただきたいと思いますが、ただいまご審議いただいております「第48号 厚岸町新規就農者誘致条例及び厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」でありますが、特にパートナーシップについての宣誓制度について、いろいろなご議論があるようあります。

私いたしましては、この問題はやはり議会のご理解をいただくべき、全会一致で厚岸町も推進すべきである、そのように考えたところでございます。

そういうことで、議案第48号につきましては、次期の定例会になりますか、さらにはまた、その間の何か議会があれば、再提案をさせていただきたい、そのように考えておりますので、48号につきましては、この場では取り下げということでご理解をいただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後3時39分休憩

午後3時46分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

次に議案書59ページ、「議案第53号 厚岸町犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題とし、審査を進めてまいります。  
第1条、目的、質疑ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 第2条、定義、ございませんか。

2番。

●2番（室崎委員） 今回の犯罪被害者等支援条例というのは、まさに犯罪によって被害を受けている町民に対して支援の手を差し伸べようとするもので、先に審議していた条例と同じような視点に立っての町内の困っている人に対して町が手を差し伸べようということだと理解しております、その点からお聞きするのですが、2条の定義というの非常に複雑で、よく分からぬところがありまして、お教えいただきたいのですが、まず犯罪ではなくて、犯罪等という形で言葉を作つて定義付けをしているのですよね。

犯罪等とはということで、次に一文があるのですが、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為と、犯罪及びこれに準ずる行為となつてゐるわけです。

それで犯罪というのは何なのか、これがはつきり分からぬと準ずる行為というのも分からぬのですよね。

この犯罪とそれからその準ずる行為について説明をいただきたい。

●町民課長（渡部課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、定義第2条の第1号になりますが、犯罪等ということで、この内容について説明させていただきます。

まず、ここで言つてゐる犯罪という言葉になりますが、こちらはいわゆる殺人であるとか、強盗であるとか、傷害などを指しております、俗に言う刑法上、処罰に当たる刑法に抵触する犯罪を指してゐるものであります。

一方、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為というのは、今説明した犯罪以外で言いますと、例えばDVであるとか、ストーカー行為、虐待、それから性暴力といったような心身に有害な被害を及ぼす行為ということで定義付けさせていただいているところです。

●2番（室崎委員） 今の説明ではよく分からぬのですよね。

定義と事例が一緒になってしまつてゐるのですよ。まず、定義からきちんと言ってほしいのです。

刑法犯罪のみを言つてゐるのですか、犯罪というのは。何かそういうふうにも聞こえる今言い方をしたのですよね。

そして、それ以外のと言うときにDVの何のと言つてゐるけれども、あれだつて刑法犯罪に当たるわけでしょう。

通常犯罪というのは、聞くほうがべらべらしゃべつてしまふのが良くないのだけれども、更正要件に該当する違法有責な行為で、場合によつては一身阻却事由の含まれない

ものというような言い方をしますよね。

そういうきちんとした定義で犯罪というものをまず説明してくださいよ。そして、それに準ずるものというのは、何なのかということについても定義付けをしてください。

それでないと次に進まれません。わざわざ定義事項を作っているわけですから、それをきちんと説明してください。

●町民課長（渡部課長）ご説明申し上げます。

まず、犯罪の定義になりますが、繰り返しになりますけれども、やはり刑法その他、我が国の刑罰法令に抵触する行為と考えてございまして、刑法の中には500近い犯罪が記されておるわけですけれども、それらの刑法上の罪、これを犯罪と考えております。

それで、これに準ずる行為というのは、先ほど例に出したとおりになってしまふのですけれども、今、犯罪等という定義させていただいたのは、このあと、犯罪被害者の支援を行う際に、あらゆる被害を受けた方を対象にするために、広い意味でそれに準ずる行為という位置付けをさせてもらっています。

それをどのように判断するのかというのが問題になってくると思うのですけれども、この場合、警察署と協議を行って、その犯罪を受けたと思われる人が、その犯罪行為に準ずる行為であるかどうかといったような判断をするということになりますので、こういったような、これに準ずるといったような表現にさせていただいているといったところです。

●2番（室崎委員）今のは立法目的ですよね。定義ではないでしょう。

この定義が決まらないと、犯罪とそれから犯罪でない準ずる行為なのでしょう。そうでしょう。

犯罪及びこれに準ずる行為ですから。犯罪とは別なのですよね、準ずる行為はね。

だから、犯罪というものがきちんと決まっていないと準ずる行為って何だか分かりませんよ。

そして、この犯罪等というのは、そのあと犯罪被害者等というのが次のところに出てくるのですが、その犯罪等により害を被ったものということになって、なおかつその犯罪被害者等は、3条、4条、5条、6条、7条、8条までか、これ全部犯罪被害者等になっているのです。

その一番規定にあるのが犯罪等なのですよね。だから、ここが決まらないと支援受けられるのか受けられないのか分からぬわけですよ。

だから、ここでもって定義条項というものをピシッと作ったと思うのです。

その説明が、定義なのだから目的なのだから意図なのだから事例なのだから、分からぬよう、あちら行ったりこちら行ったりするような説明では困りますよ。

それで、もう一度お願ひいたします。

●委員長（竹田委員）休憩します。

午後3時56分休憩

午後3時59分再開

●委員長（竹田委員）再開します。

町民課長。

●町民課長（渡部課長）お時間をいただき申し訳ございません。

繰り返しの説明とご質問者の意図にそぐわない部分もあるかもしれないのですけれども、まずこの条例を作成するに当たったときに、私たちが参考にさせていただいたのが、

犯罪被害者等基本法という法律がございます。

その中で、いわゆる地方自治体の責務というものもうたわれているわけなのですけれども、その法律自体の用語の定義、これを準用させていただいているというのがまずもってあります。

そこの犯罪被害者等基本法の第2条に定義、規定がありまして、そこで今ご質問のあった犯罪等といった部分、これを定義しております、今回出させてもらっている条例と全く同じような、同じ文言を使っているということで、まずもってそれを準用させていただいたということと、あと、いろいろな書物等を見た中で、解説等を見た中で、先ほど来、私が説明しているような犯罪とは、その刑法上のもの、それ以外のもので、刑罰法令に抵触する行為ではないけれども、虐待とかDV、ストーカー行為、これらを準用、これに準ずる行為というような表現があったものですから、ただいまの説明になったというところでございます。

- 2番（室崎委員） 何遍も繰り返しませんけれども、犯罪被害者等基本法、そこでは同じ文言の定義がありますよね。

これについては、そのようないい加減な定義はしていませんよ。大変言葉がきつくて悪いけれども。ちゃんと全部読んでないのではないか。使うのは結構だけども。

あそこに書いてあったから、あれと同じにしたのだではすみませんよ。

犯罪というのは、非常に厳密に定義されているのですよ。刑法だけではないですよ。刑事法って書いていませんでしたか。刑法だけのものというのは、ごく一部ですよ。道路交通法だってあるでしょう。刑犯罪法だってあるでしょう。

そのほかに、いろいろな刑事特別法と言われるものがありますよね。そこで該当してくるものは、みんな犯罪なのですよ。何でそんなにその犯罪って厳密に言うかというと、犯罪であるとされるのと、ないとされるのは、天地の違いがあるのですよ。

犯罪であるとなったら、死刑まで刑罰が来るのですよ。一番重たいのは。犯罪でないとなったら、お構いなしですよ。

だから、犯罪であると認定されるということは、国家権力の最も厳しい発動の対象になる恐れがあるのです。だから、犯罪であるかどうかということは、曖昧にできないのですよ。

それで、講学上の刑法という非常に難しい学問が出ているのは、国家権力の発動を恣意的にならないという意味なのですけれどもね。

そういうものに従って、その犯罪によって何らかの被害を受けて、生活の不便や困惑や、あるいは苦痛になった人について、いくらかでも自治体としてもお手伝いしましょうということでしょう。

その大元の犯罪が何だかは、よく分からぬのでは、話の進めようないではないですか。

これは、これだけ言ってくどく言わないというのも失礼だけれども、これはちゃんと勉強してください。

それで今の言つてると、刑法が刑法がと言つてゐるけれども、刑法というのは、そういう犯罪と刑罰を規定したいろいろな法律の中のごく一部ですよ。基本的な法と言ってもいいのでしようけれども。

その準ずるというので、意味が分からぬと言つたのは、ここでは刑法犯を犯罪と言つて、それ以外の刑事法犯を犯罪と言うなんて書いていないでしょう。

そのような決め方したら非常におかしいですよ。それともそう書いてありましたか。私にはそうだとすると理解ができない。

さつきも言ったように刑事法上の行為が犯罪になるかどうかという判定方法として、更正要件というのは法律に書いているものです。

人を殺したる者は、今は殺したるという書き方しないのか、殺した者はか。そうすると、人って何か、殺すとは何か、それをきちんと外形的に決めていくのが、要するに殺

人というものを決めている要件です。

その次に、同じ人を殺してもボクシングの試合で殴ったら死んでしまったというときに、これ実質的に刑法の決めている殺人犯になるかどうかを見るのです。これが違法性なのです。違法性の阻却といって、そういうものはいくつかあります。それを見るのです。

そして、その次に、やった当事者ですね。これが刑罰を科するに値する判断力やその他のそういうものを持っているかどうかを見る責任能力というのを見るのです。

そして、条項によっては、一身阻却事由といって、親族相当なんて言って、親の財布から盗んだときに殺人罪にするかどうかというようなことをやります。

今ここでいう犯罪というのが、更正要件該当性があれば、それだけでもってなるというのであれば、そのあとの違法性阻却や責任能力や、ましてや一身阻却事由なんかを考えて、そういうようなものを準ずるものとしているということかなと思って聞いたら、今のような話だからさっぱり分からなかった。そういうことです。

これはちゃんとやはり押させてくださいよ。そうでないと次の話ができませんから。

ということで、私これ以上きちんと答えろと言いませんけれども、ぜひそれをお願いしたい。いかがでしょう。

●町民課長（渡部課長） 全くもって私の勉強不足というところがはっきり出てしまったところがありまして、ご指摘のございました部分につきましては、当然担当する課長としては、十分把握していかなければならない部分でありますので、遅ればせながらになりますが、きちんと勉強させていただきたいと考えております。

●2番（室崎委員） ここ、もやもやとして、次に行くと、なかなか質問がしづらいのですけれどもね。次の犯罪行為というのの定義がありますね。

これ要するに国内犯だよと言っているだけですね。

まずその前段です。日本国内または日本国内にある日本船舶航空機内において、生命または身体を害する罪と言っているのですが、まず先にその国内の話なのですが、刑法は適用範囲が国民であろうとなかろうと、それから被害者が国民であろうとなかろうと適用するものから、国内における日本人にだけ適用するものまでいろいろありますよね。それは刑法に全部書いていますから見れば分かることですがね。

ここでは、支援をする対象者が国内で被害を受けた場合については、感知しないと読めるのですよ。

外国から今帰ってくる途中の外国の飛行機や船に乗っていて、そして隣の何かわけの分からないようなのにブスッと刺されたという場合には、この犯罪行為というものに当たらないですね。何でそういうふうにしているのですか。

●町民課長（渡部課長） この犯罪行為の定義付けに関してなのですけれども、こちらがなぜこのような記載にしたかと申し上げますと、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律という国から犯罪被害者の方に給付金が給付される制度があるのでけれども、そちらの制度の中の犯罪行為という定義規定がございまして、これもそれを準用させていただいているといったことでございます。

●2番（室崎委員） そうだと思います。だから同じ文言になっているのでしょうか。それは分かる。なぜそうしたかって聞いています。

●町民課長（渡部課長） まずもって、先ほど申し上げた法律を準用したことではございますが、それ以外の国外犯に関して言いますと、当然、国外の航空機とか乗っていれば国外犯になると思うのですけれども、そういった方々に対する被害のあった場合は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律という法律がございまして、そちらのほ

うで弔慰金が支給されるということがありましたので、あくまでも国の給付金制度の定義と同じでいくと考えて、このようにいたしました。

● 2番（室崎委員） それはおかしいですわ。だって国内犯に関しては、何もないところに町が見舞金制度をつくったわけではないですよ。

法律のほうに犯罪被害者等給付金の支給に係る法律というのができているのですよ。それに上乗せすることになるのですよね。

国内のほうについては、あるにも関わらずという言い方がおかしいのだけれども、上乗せするのだ。

国内犯のほうにと聞いたら、それについては、こうこうこういうものがあるから乗せません。違うではないですか、基準が。

それで、なぜですかと聞いている。

● 町民課長（渡部課長） ご質問をはき違えておったところもあるのですが、ちょっと説明不足な部分もございました。

この犯罪行為自体を、我々が確認する手立てとして、簡単に言うと警察のほうでの判断を仰ぐことになります。

そういったときに、先ほど来から出ている外国での外国籍の飛行機であるとか船舶の場合だと、日本の警察自体が犯罪を要は認知できないといったような警察の打ち合わせの中で、そういうお話をいただいたものですから、その分については、申し訳ないですが、今回の条例からはちょっと除かせていただいているといったような考え方でございます。

● 2番（室崎委員） この説明もおかしいですよ。

だって、犯罪に関して、何条だったつけ、これから出てくるのですけれども、警察に被害を届け出して受理されているというのは条件になっているでしょう。重傷病か、それについて。

だから、国内であったって警察が把握していないものはできないのですよ。国外では、その率はうんと多くなるでしょう。だけれども、把握したものだけ相手にするということはもう言っているわけですね。

それなのに、外国だったら把握できそうもないから駄目ですねというのは、ちょっと論理的におかしいのではないですか。

● 町民課長（渡部課長） お答えいたします。

外国のその部分につきましては、繰り返しになりますが、日本の警察が捜査の対象にできないといったようなお話を聞いたものですから、そういった意味で国外の外国の航空機や船舶に関する部分については含まれていないといったようなことになっております。

● 2番（室崎委員） できない場合が多いということでしょう。

相互条約やっていればあり得るのですよ。少しでも手助けをしてあげましょうということになつたら、その捜査権が及ばなかったり、犯人を引き渡しすることができなかつたり、そういうようなときには手が出ないのだけれども、犯人引き渡しの相互条約のある国だって今結構ありますし、いろいろな形ができるのですよ。できる場合もあるのですよ。

だけれども、何せ外国だからという一言で全部切り捨てるというのは、当初第1条の目的にそぐわないのではないかということですね。

国のほうは、いろいろな外交上の問題だとか、あるいは経費の問題だとか、いろいろなことがあって、あんまり増やすわけにいかないというようなことが、この犯罪被害者

給付金の支給に係る法律だとか、犯罪被害者支援法ですか、そういうのちらちら見えてるので、それはそれで国のはうの事情があるのでしょう。

それはいいのだけれども、厚岸町でそれを排除しなければ財政破綻するとか、そのような種類の問題ではないでしょ。

これも私のほうは非常に疑問に思う点なのですが、いかがでしょ。

●町民課長（渡部課長） 申し訳ございません。

やはり繰り返しになってしまいますが、警察での捜査に及ばない部分については、今回省かせていただいたというのと、国の給付金の支給等に関する法律に則って、同等の扱いをしたいといったようなのが、今回の条例の理由になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●2番（室崎委員） それであれば、国の給付金の法律の解釈だけしていればよろしいわけですね。

国の給付金の支給に関する法律でもって書いていないから俺も書かない、書いているから俺も書く、そういうものではないでしょ。厚岸町の独自性、独立性、地方自治の本心、そういうものがきちんとやはり連ねなければ、厚岸町の条例ではないでしょ。

だから、かくかくしかじかということは、それは国が参考にするのはいいですよ。だけれども、厚岸町が独自にこのような考え方で決めていますということが、やはり、何であろうと言わなくてはならないでしょ。そういうことですよ。

それで次いきますが、ここで、人の生命または身体を害する罪に当たる行為、こうなっているのですね。これはどういうものを指しているのですか。

結果において、生命や身体に被害が及ぶような罪を全部言うのでしょうか。

それとも、刑法では章立てをしてあって、生命、身体に関する罪というのはありますけれども、それに限定されるのでしょうか。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、人の生命、いわゆる犯罪で言えば殺人に当たるものと解釈します。

それと、身体を害する罪というのは、やはり傷害であると考えております。この犯罪行為の定義を設けたという一つの理由としましては、先に飛んでしまって申し訳ないのですけれども、第9条で、見舞金の支給といったような規定をさせてもらっているのですけれども、見舞金の支給対象となる方を明確にするための定義規定ということになりますので、なので、被害を受けた方が死亡もしくはけがをした場合といったような、広く捉えていただいてよろしいかと思います。

●2番（室崎委員） 最後になって、いきなり答弁の中に広く捉えろと出てきたのですが、それはどういう意味ですか。

●町民課長（渡部課長） すみません、曖昧な答弁で申し訳ございません。

広いというのは、刑法上の犯罪の名称がたくさんあるものですから、そういった意味で言葉として、ちょっと不適切な言葉を使ったのですが、要は相手を殺す行為であったり、けがをさせる行為といったことに限定されていくということでございます。

●2番（室崎委員） 犯罪、罪名はものすごくたくさんありますよね。刑法上だけではないですね。

例えば、内乱罪、騒擾罪、そのようなものによって、結果的に私なら私の生命や身体が害された場合、それもここに言う生命または身体を害する罪と考えていいということですか。

●町民課長（渡部課長） ご質問者おっしゃるとおりでございます。

●2番（室崎委員） それで、その次に、また括弧されて、横ずっと書いてある最後の行のほうに、過失による行為を除くと書いてあるのですよ。

これ支援を受けるほうから言って、行為者が故意でやったか過失でやったか、関係ないでしょう。

それなのに、あの犯罪は過失犯だから、おまえどんな被害を受けてても、わしは知らんよという態度になってしまいますよね。

先回りして言うけれども、犯罪被害者等給付金の支給に関する法律の大きな問題点はこれだと言われているのです。過失犯を排除しているのですよ。

それについては、いろいろな学者が書いています。ネット程度の触りしか私は読めないですけれどもね。

それでは、一様に国がけちしていると、はっきり言うと。その過失犯を入れちゃうと、見舞金が増えるから、故意犯に限っているのだということで、およそ法の趣旨を逸脱する制限であるというようなことを厳しい調子で書いている人も結構いるのですがね。

この点、厚岸町では、どうして過失犯を排除したのでしょうか。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

御質問者おっしゃるとおり、この国の給付金の考え方自体が、過失犯の認定をするとの困難さというのが取り沙汰されておりまして、その理由の一つとしては、やはり、その過失事案立憲の難しさであったり、その住み分けの困難さといった部分が原因としてあるように聞いてございます。

過失犯には、様々な形態があるのですけれども、例えば自動車もそうですし、自転車ももちろんそうです。

例えば、レジャーでスキーに行ったときに衝突したときも過失といったような感じで、やはり過失事態の裾野が広すぎて、線引きが難しいといったような国の考え方もあるようでございます。

こうした意味で、町としても、この過失による犯罪行為を対象外にするというのは、また飛躍して飛んでしまうのですけれども、見舞金の支給を受けられる方、見舞金を受けられる方は過失の犯罪は対象外にしますよということであります。その他の犯罪被害の支援については支援を行っていくという考えではあります。

ということで、あくまでも見舞金の対象にはならないのが過失犯ということで捉えていただきたいと思います。

●2番（室崎委員） 今のしゃべっていて論理矛盾があると思いませんでした。

完全な論理矛盾を起こしていますね。過失というのは認定が難しいのだ。裾野が広いのだ。犯罪になるかどうかよく分からぬのだと。そのようなばかなことはないのだけれどもね。そういうようなことをまずおっしゃった。

そして、見舞金の対象には、だからならないのだと言つて。それ以外の支援については全部過失犯が含まれるのですよ。

犯罪による被害かどうかの認定が難しいのに、ほかの支援は簡単にできる。そして、見舞金となつたら急に難しくなると。論理矛盾ではないですか。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

見舞金以外の支援に対する判断については、ご質問者がおっしゃるとおり、過失による犯罪の見極めが大変難しいのは承知しております。

そういう場合につきましては、警察署とも話はさせてもらっているのですけれども、やはりケースバイケースの例があると言つたようなことでありましたので、その辺は事務を進めていく上では、関係機関と綿密な連携を取りながら、対象であるか対象ではな

いかといった部分は見極めていく必要があると考えております。

- 2番（室崎委員） この問題もここでやめますけれども、犯罪等というところで、まず大きな枠を作っているわけですよ。

そして、犯罪被害者等というのは、その大枠が入ってくる人なのですよ。

ところが、ほとんどの条文では、その犯罪被害者等の支援なのですね。

そして、第9条の先ほど答弁でおっしゃったから言うので、委員長ちょっとお許しいただきたい。

答弁の中で出てしまったものですから、ちょっと飛びますけれども、それは指示しませんから、すぐ戻りますから。

第9条では、ここだけ犯罪被害者等の支援という言葉は使わないのですよ。そして、2段、3段の定義を寄せ集めないとできないような条文になっているのですよね。

非常に難しく作ってある。それ何かといったら結局、見舞金を給付する範囲をギュッと締め上げるために、そういうテクニックを使っているとしか思えない。

それで、そのところが担当者としては、よく分かっているから、なるべくそちらに行きたくないように、ないように苦労して話をしているのだろうと思うのですけれどもね。ごめんなさいね、先読みして。

そういうのだけれども、やはりこここのところでは、それで過失による行為を省いたり、国外犯とされた途端に駄目にしたり、そういうようなことをやっているのだろうと、私は勝手に思っています。

それで、今そういうことをお聞きしたのですが、被害に遭った人から言わせれば、相手が故意だったか過失だったか何て大した問題ではないのですよ。

相手が過失でしたと言つて大けがこちらがさせられたときも、相手が故意でしたと言つて大けがさせられたときも、けがに変わりはないのですよね。

ましてや命ということになつたら。そこはちょっと疑問なので、もう少しきちんと国がやっているからではなくて、こういうふうに検討してこうなつたのだということは言えるようにしておいてください。

それで、一例を出してお聞きします。今、非常にマスコミでも問題になっているのに、危険運転致死傷罪というのがありますね。

細い道を制限速度30キロなんて言つて一方コースの道を150キロのスピードでもって逆走したばかがいるわけですよ。

そして、案の定大事故を起こしたのですね。跳ねられて死んだのですよ。そのときに運転しているほうは、早く逆走だって分かったから道抜けたかっただけだというような言い訳しているのですね。そうすると殺すつもりなんか全然ないのですよ。これ故意ですか、過失ですか。

- 町民課長（渡部課長） ちょっと私の段階で、これが過失かどうかというのは結論付けるのは難しいのですけれども、当然警察の判断にはなろうかと思いますが、こういったケースにおいては当然、故意犯であるといったような解釈ではあります。

- 2番（室崎委員） 故意というのは、結果がこの行為によってこの結果が出るということが分かっていて、なおかつ、それがなつてもいいという、言わば結果の認識認容がなければ駄目だというのが通説ですが、この場合には、どういう形で認識認容があるのでですか。

- 町民課長（渡部課長） 当然、制限速度も決まった中で、当然進行方向も違う方向に走るというのは、当然危険を予知すべきできる事案であると私は解釈します。

- 2番（室崎委員） あとつけますね。予期すべきであった。しかし、予期しなかつた、

できなかった。そうするとその注意義務に違反しているから過失であると。こういう論理になりますよ、今の話だと。

●町民課長（渡部課長） すみません、私がきちんと理解していない部分もあるのですけれども、予知できたのに予知を怠ったということで、過失ではなく故意ではないかなと私は考えるところでございます。

●2番（室崎委員） 今これ以上のこととはやめます。学校ではないですから。

だけれども、すべきだったのにしなかったという論理は過失に使われる論理なのです。故意の場合には、この行為によってこの結果が起きるということを認識し、起こってもいいと認用した認識認容説と言われるものですね。それが通説です。

もう一つ聞きます。夏のすごく暑い日にガソリンスタンドではどんどんとガソリンが蒸発してますよね。そういうところで、これ実際にあった事件ですが、ガソリンスタンドの職員がやめろやめろというのに、窓を開けてたばこを吸っていたのです。それでドカーンっていって、そこにいた人が死んだり、けがしたりという事件があったのです。

これ故意ですか、過失ですか。過失なのですよ。重過失というやつです。非常に重大な過失があったと。これ最高裁まで行っていますがね。そういうのがあるのですよ。

だから、過失というから何か軽微なものというようなイメージがあるのだけれども、そのようなことはないのですよ。

特に重大な注意義務違反ですね。それがあった場合は、これ重過失というのです。それから業務上、そういう注意をすべきであるのにしなかった。

このような例はあるか知らないけれども、お医者さんが消毒しないで何か手術した。何て言ったら、これはもう業務上過失ですよね。

だから、そういう非常に程度の高い過失というのは、故意と同じだけの違法性があると言われていますよ。

結果も大きくなるわけですよね、当然。そういう一つ一つの事案を見ていくと、過失だから弾いていいだろという議論どこから出てくるのかなというのが、これは私の個人的な感想なので、この点もよく検討してみてください。今ここでどうこうせというのは言いませんから。

それで、今は2条でしたね。はい、分かりました。

2条の4号で犯罪被害というのが出てきていますよね。そこでは、犯罪行為による死亡または重疾病で被害届が警察等に受理されているものをいうとなっています。

この犯罪被害について、見舞金の対象になるわけでしょう。そうですよね。ここで、さっきから同じことを言うのだけれども、犯罪被害届出が警察に受理されていなければならないのですよね。そうしたら最初のほうで国内犯はよく分からなくなるとか、それから過失については線引きが難しいからとか言っている話は、この警察で受理されているかどうかによって決まるのではないかですか。

何も厚岸町がその判断する必要ないでしょう。それなのに、前のほうでそういう実質判断の難しさを入れているのだけれども、それは警察に任せておけばいいことではないですか。何でそういうことになるのですか。

●委員長（竹田委員）休憩します。

午後4時43分休憩

午後4時50分再開

●委員長（竹田委員）再開します。  
町民課長。

●町民課長（渡部課長）　長時間お時間いただきまして申し訳ございませんでした。

まず、ご質問にお答えしますが、この犯罪被害自体の定義ですけれども、また第9条に飛んでしまうというのがあるのですけれども、原則としてこの犯罪被害が原因となつたというところのための今回定義付けになりますが、原則として、やはり被害届出が警察等に受理されて、それが犯罪被害であるということをまずこちらとしても認識することと、犯罪行為による死亡または重症病でということになりますと、さっきの第2条の第2号に戻ってしまうのですけれども、国内の船舶もしくは日本航空機内において行われた犯罪といったような解釈でおりまして、それを明確化するために、この犯罪被害といったような定義をさせていただいているところでございます。

●委員長（竹田委員）　本日はこの程度にとどめ、3月10日10時頃から審査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員）　異議なしと認めます。

よって本日の委員会はこれにて閉会します。

午後4時52分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和7年3月7日

条例審査特別委員会

委員長